

□議員名：笹木慶之

1 健全で持続可能な行財政運営の取組について

(1) 職員の定数管理と業務運営の取組について

論点	職員の定年年齢の延伸に伴う定数管理と組織機能及びモチベーションの低下を招かない業務運営の取組と課題をどう捉えているか。
回答	適切な定員管理に実施や適材適所の人材配置を行うなど効率的に組織運営が遂行できるよう体制整備を行うこととしている。その中で新たに参事という職を設けるが、この職は定年に伴い管理職から課長補佐級となった職員が就く職で、長年の知識・経験に基づき後輩職員に助言などを行い、60歳未満の課長補佐級と区別するためのもので、基本的にはライン職から外れる。また、参与として暫定再任用職員で特命事項、困難な業務を行う職の雇用も行う。今後においては、雇用機会均等の立場から新規採用職員は一定数確保しながら、定年延長職員の配置箇所やモチベーションの継続維持を考慮しつつ、定年延長制度が効果的に機能し、質の高い市民サービスの提供ができるよう体制整備に努める。

論点	職の設置は山陽小野田市職員の職の設置等に関する規則で定めるが、その中に参事、参与が明記されていないがどうか。また、山陽小野田市人材育成基本方針においても適切な対応がされていないがどうか。
回答	御指摘のとおりなので、今後明確な位置付けを含め適正管理を行う。また、人材育成基本方針においても、定年制度延長に関する取扱いが不十分なので改正を行う。

論点	正規職員と会計年度任用職員の定数管理を含めた職務執行上の分掌事務の取扱いと課題についてはどう捉えているか。
回答	会計年度任用職員等の非正規職員については、正規職員が行う業務の補助を基本業務としている。具体的な業務内容は事務分担表により明確化を図っている。また、非正規職員も公務員であることから、地方公務員法の守秘義務などの服務規程が適応される。これらのこ

	とは勤務条件通知の中で明記している。
--	--------------------

論点	令和5年度の会計年度任用職員募集の業務内容を見てみると、部署によれば補助業務とは思えない表現となっているがどうか。
回答	たしかに議員御指摘のように、職種によれば非常に分かりにくい点もあるかと思う。来年度は明確化を図る。

論点	会計年度任用職員の任用制度とその課題についてどう捉えているか。
回答	任用期間は1年で原則3年まで延長が認められている。この制度は国が示したとおり運用しており、3年を経過したその後は広く門戸を開き再選考となり、勤務を希望される方はハローワーク等を通じて応募、そして選考試験の実施により任用となる。

論点	退職金の支給はどうか。
回答	1年を超えて勤務された方については、その勤務年数に応じ退職金が支給される。

論点	適正な行財政運営に関する外部監査制度の役割と必要性及びその導入の考えはどうか。
回答	外部監査制度は平成9年地方自治法の改正により創設されたもので、弁護士や公認会計士などにより専門的な視点で監査を行うことにより、業務執行における不当性についての的確な把握につながる効果を期待するもの。本市では監査委員による確認体制に加え、議会と協力して行う事務事業評価を通じたセルフチェックにも取り組んでおり、現在のところ、外部監査の活用の必要性は感じていない。

2 市民が実感できる個別の行政課題の取組について

論点	合併を挟んで約50年、半世紀近く放置されている山陽小野田市史の編纂はどうか。我々はふるさとの歴史を共有して、その歴史を未来へつなぐ思いそのものが一体感の醸成に繋がるもの
----	--

	と思う。即座に取り組むべきと思うがどうか。
回答	御指摘のとおり、先人がこれまで築き上げてきた歴史を整理してそれを後世に伝えていくということは魅力あるまちづくりには欠かせないこととされている。この作業は、歴史的な記録の収集、整理が必要であり、今後庁内で検討していく。

論点	協創によるまちづくりを提案事業として、政策提案機会の拡大を通じて、シビックプライドの醸成を図りつつ、市民活動団体等の活動の活性化を支援し、まちづくりに担い手の育成を図ることが示された。そこで、市民活動団体、決定方法、支援策はどう取り扱うか。
回答	市民活動団体の要件として、活動期間1年以上、3人以上の構成員、組織の運営に関する定款規則等を有し、団体の予算、決算について適正な会計処理がされていること。事業の決定方法については、市職員で構成した審査会において審査・決定し、必要な経費についてはふるさと納税を活用したクラウドファンディングによる寄付金で補助する。寄付を通じてまちづくりに参画したいという思いを持っていただくことが一つの柱となる。

論点	6場のゴルフ場を有する本市はまちの有効・有益な財産として観光、レジャーに有効に生かし、人材育成にもつながる広域的確な活用をこれまで幾度も提案してきた。ようやく「ゴルフのまち」と位置付け取り組まれることとなったが、今後どのように取り組まれるか。
回答	令和5年度は本市の認知度向上及び交流人口の増加を図るため、6か所のゴルフ場紹介のリーフレットを作成し、近隣市へ情報発信を行う。今後の取組については、引き続きゴルフ場事業者と協議を行い、ゴルフ場の利用促進につなげる取組を検討し、市内への観光誘客を図っていく。